

平成 19 年度分から 国の税制改正により 「市県民税」が変わります

●問い合わせ先
税務課市民税係
(☎ 82-1125)

- 【改正点】
- ① 所得割の税率が一律 10% になります
 - ② 定率減税が廃止されます
 - ③ 65 歳以上の人の非課税措置が段階的に廃止されます

●国から地方へ税源が移譲されるため 「市県民税」の所得割の税率が一律 10% になります



国から地方へ 3 兆円規模の税源移譲が行われるため
「所得税」が減り、「市県民税」が増えます

地方自治体が自主的に財源の確保を行うことにより、住民により身近な行政サービスが効率的に行われるよう、国（所得税）から地方（市県民税）に 3 兆円規模の税源を移す（税源移譲）ことになりました。



解説します

※ 1：課税所得

収入から経費を差し引いたものを所得といい、所得から各種控除を差し引いたものを課税所得といいます。この課税所得に税率をかけたものが税額となります。

収入 - 経費 = 所得

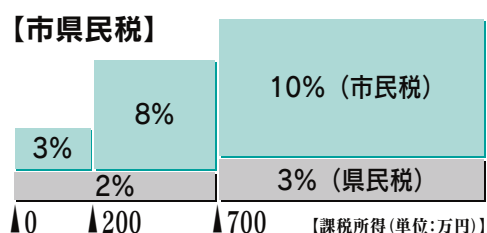
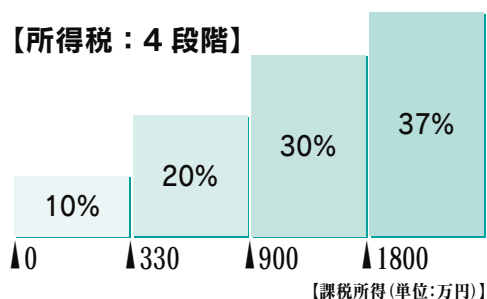
所得 - 各種控除 = 課税所得

課税所得 × 税率 = 税額

「市県民税」の所得割の税率が一律 10% に統一され
あわせて「所得税」の税率も変わります

「市県民税」には課税所得※ 1 に応じて負担する「所得割」と一定額を負担する「均等割」があります。このうち「所得割」の税率については、これまで 3 段階（5・10・13%）の累進課税構造になっていましたが、これが所得の多い少ないに関わらず、平成 19 年度分から一律 10% の比例税率構造になります。

また、「市県民税」の税率変更に伴い、「所得税」の税率も見直され、平成 19 年分からはこれまでの 4 段階から 6 段階になります。



移譲前

移譲後

税率はこう変わります

